

学校における働き方改革 アクション・プラン

福島町教育委員会

平成30年3月27日決定

(令和2年3月30日改訂)

I. はじめに

現在、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校現場が直面する課題も多種多様であり、教員は様々な教育課題への対応を求められています。

平成28年度に北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、多くの教員が週60時間以上勤務しているという結果が出ており、当町においても同様の傾向があるものと推測されます。

教員が健康でやりがいを持って働くことができる環境を整え、子どもたちと向き合う時間を確保することは大変重要であり、教員の負担を軽減する取組の実行が求められています。

こうしたことから、福島町教育委員会（以下「町教委」という。）では、学校現場の業務改善に向けた取組に関して、校長会及び教頭会と、道教委の取組を参考にしながら、協議を進めてきました。

本プランではこの協議を踏まえ、学校、家庭、地域及び行政が密接に連携し、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に取組んでまいります。

1 アクション・プランの性格

- ・ 本プランは、町内全ての学校が働き方改革を進めるために、町教委が策定するものです。
- ・ 本プランについては、今後の北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

2 取組の方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教員の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。
- ・ 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、北海道、町、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもたちと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取組んでいくことが重要です。

3 アクション・プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、次のとおり目標設定し、取組期間は令和2年度から令和4年度までの3年間とします。

教員の在校等時間から北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例で定める勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

※1 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間で720時間を超えないようにするとともに、1か月で45時間を超える月は1年間に6月までとする。

※2 また、1か月では100時間未満であるとともに、連続する複数月のそれぞれの期間について、月平均が80時間を超えないようにする。

この目標を達成するため、町教委は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。

【働き方改革を進めるため、令和2年度末に目指す指標】

- 1 部活動休養日を完全に実施（年間A（平日週1日：52日＋週末週1日：52日）＋B学校閉庁日9日（AとBの重複分を除く。））している部活動の割合……………100%
- 2 変形労働時間制を活用している学校の割合……………100%
- 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合……………100%
- 4 学校閉庁日を年9回以上実施している学校の割合……………100%

Ⅱ. 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

1 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

(1) 現在の取組

- ・ 免許外教科担任の解消を道教委に要望しています。
- ・ 小学校の低学年の授業補助として、教育支援員を配置しています。また、特別支援学級における生活支援として、介護補助員を配置しています。

(2) 今後の検討課題

- ・ 教員の負担軽減を図るため、教育支援員と介護補助員の継続的な配置が必要です。

2 ICTの活用や校務支援システムの活用促進

(1) 現在の取組

- ・ 全教職員に一人1台整備している校務用パソコンを活用した情報の共有化や業務の効率化を図っています。
- ・ 全ての学校に校務支援システムを導入し、教職員の事務負担の軽減を図っています。

(2) 今後の検討課題

- ・ 校務支援システムの活用促進を図るため、教員加配制度を活用した専門的な人材の配置を道教委に要請します。
- ・ 校務支援システムの利用促進を図るため、システム契約業者による操作等に関する研修の充実を検討します。
- ・ 学校のICT活用、プログラミング教育の推進を図るため、町単費ICT支援員の配置を検討します。

3 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

(1) 現在の取組

- ・ 全ての学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりに取り組んでいます。

(2) 今後の検討課題

- ・ 効果的な学校運営協議会の活動展開を目指します。

4 学校給食及びその他の学校徴収金の徴収・管理業務の負担軽減

(1) 現在の取組

- ・ 学校給食は町の無償化施策により、児童生徒分の徴収事務等はないが、教職員分の徴収事務があります。
- ・ その他教材費等の徴収等事務は、大きな負担とはなっていません。

(2) 今後の検討課題

- ・ 教職員分の学校給食費の徴収に関しては、原則口座振替とします。

Ⅲ. 部活動指導にかかわる負担の軽減

1 部活動休養日等の完全実施

(1) 現在の取組

- ・ 部活動休養日を週1回以上設けています。
- ・ テスト期間前や職員会議日の部活動を休止しています。(定期テスト3日前、学力テストは前日)

(2) 今後の検討課題

- ・ 週に1日以上は、土日又は祝日を部活動休養日とします。

① 部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)こと。
- ・ 学校閉庁日は部活動休養日とする(夏季休業期間内3日、年末年始の休日6日)

② 部活動の活動時間

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とすること。

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱の詳細については、「福島町の部活動の在り方に関する方針」による。

2 外部指導者の活用

(1) 現在の取組

- ・ 部活動の充実と技術指導面や精神面における教員の負担軽減を図るため、外部指導者に協力をいただいています。

(2) 今後の検討課題

- ・ 各種大会や練習試合等への生徒引率も可能な部活動指導員の配置を検討します。

3 複数顧問の効果的な活用

(1) 現在の取組

- ・ 一人の教職員に過度の負担がかからないよう、複数顧問を配置しています。

- (2) 今後の検討課題
- ・現在の取組を継続します。

IV. 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

1 ワークライフバランスを意識した働き方改革の推進

- (1) 現在の取組
- ・管理職や教職員に対して、勤務時間について改めて意識を持って勤務するよう、意識啓発を図っています。

- (2) 今後の検討課題
- ・月2回以上の「定時退勤日」を設定します。
- ・退庁時間（午後8時）を設定します。

2 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- (1) 現在の取組
- ・年末年始期間は、実質学校閉庁日と同様の対応となっています。
- (2) 今後の検討課題
- ・各学校が長期休業期間中に3日以上連続した学校閉庁日（年間9日間）を設定することにより、教職員が年次有給休暇を取得しやすい環境を整えます。

3 勤務時間を客観的に把握する仕組みの構築

- (1) 現在の取組
- ・特に把握する仕組みはありません。
- (2) 今後の検討課題
- ・校務支援システムにより勤務時間を把握する仕組みを構築します。

4 管理職のマネジメント研修等の実施

- (1) 現在の取組
- ・渡島小中学校校長会等による学校長のマネジメント力の強化を促進するための研修をしています。
- ・職員朝会や会議の縮減、各種会議等のペーパーレス化を促進しています。
- ・様々な機会を通じ、管理職が自ら勤務時間を意識するように促し、各学校での時間外勤務縮減に向けた取組を促進しています。

(2) 今後の検討課題

- ・ 道教委等が実施する、各種管理職員研修に参加し、組織管理や時間管理、健康安全管理等のマネジメント研修を通じて、意識改革と実践力の向上を図ります。

5 事務機能の強化・業務の効率化

(1) 現在の取組

- ・ 事務職員と連携を図り、効率的な事務を行っています。

(2) 今後の検討課題

- ・ 教員と事務職員との間での一層の業務の連携等により業務を見直し、事務機能の強化と業務の効率化を図ります。

V. 教育委員会による学校サポート体制の充実

1 調査業務の見直し

(1) 現在の取組

- ・ 渡島教育局等から発信された書類（電子データ）を、そのまま送信しています。

(2) 今後の検討課題

- ・ 学校に送信する書類（電子データ）を精査し、縮減に努めます。
- ・ 書類の定時送信（発出）に努めます。

2 勤務管理に関する各制度の利用の徹底

(1) 現在の取組

- ・ 週休日の振替や変形労働時間制度、勤務のスライドを活用しています。

(2) 今後の取組課題

- ・ 現在の取組を継続します。

3 保護者や地域住民等の理解を得るための取組の促進

(1) 現在の取組

- ・ 学校だよりを毎月発行しています。

(2) 今後の検討課題

- ・ 時間外勤務縮減の取組に対する保護者、地域住民の理解促進を図ります。

VI. その他の取組

(1) 現在の取組

- ・ 教職員の業務全般の洗い出しはしていません。

(2) 今後の検討課題

- ・ 教職員の全業務を洗い出し、①教師でなければできないこと、②外部機関や他の者でできること、③削減できることに業務仕分けし、どのような方法で働き方を変化させることができるか検討します。

VII. 終わりに

教員の長時間勤務の実態は看過できない状況であり、教育の質の確保のためにも、保護者や地域を含め、子どもたちの教育に携わる全ての関係者がこうした実態を共有し、改革に向けて取組むことが求められています。

町教委といたしましては、本プランで整理した事項のうち、できることは直ちに行うほか、検討が必要なことについては、関係部署等と協議のうえ、具体化します。

また、今後も必要に応じて、学校現場の業務改善に向けた取組を推進します。